

# 重要事項説明書

## 1. 施設の概要 入所利用約款と同じ

## 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ② 食事の提供及び介助と、利用者に応じた加工食及び治療食の提供  
朝食 7時30分～8時30分  
昼食 11時30分～12時30分  
夕食 17時00分～18時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 送迎サービス（実施地域は静岡市清水区とし、居宅サービス計画に基づき実施。ただし日、祝日のみ家族送迎とさせていただきます。）
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ 栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑬ その他

\*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、別途資料のあかつきの園利用料表をご覧ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ・協力医療機関

- |     |               |        |
|-----|---------------|--------|
| ・名称 | 静岡市立清水病院      |        |
| ・住所 | 静岡市清水区宮加三1231 | 他2医療機関 |

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」及び「緊急時連絡先表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 4. 施設利用に当たっての留意事項

- |                           |   |                   |
|---------------------------|---|-------------------|
| ・面会                       | 平日AM9:00～PM6:00                                     | 土日・祭AM9:00～PM5:00 |
| ※詳細は〈面会についてのお知らせ〉をご覧ください。 |   |                   |
| ・飲酒・喫煙                    | 飲酒・喫煙は禁止させていただきます。                                  |                   |
| ・火気の取扱い・設備・備品の利用          | 火気の取扱いは、原則として禁止させていただきます。<br>設備・備品については、担当者にご相談下さい。 |                   |
| ・所持品・備品等の持ち込み             | 内服薬のある方は、お持ち下さい。食品の持ち込みは、ご遠慮願います。                   |                   |
| ・金銭・貴重品の管理                | 現金や貴重品の持ち込みは、原則としてご遠慮願います。                          |                   |
| ・ペットの持ち込み                 | 施設内は、ご遠慮下さい。  |                   |

## 5. 衛生管理

- ① 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- ② 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講ずるための体制を整備し、面会を禁止・制限する場合があります。また、感染症の疑いがある場合で、汚染された衣類等は衛生面、感染拡大を防ぐため、費用はご負担いただき業者洗濯に依頼させていただきます。
- ③ 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行います。
- ④ 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行ないます。

## 6. 非常災害対策

- ・防災設備     スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・防災に関する具体的計画を立てておくとともに、自衛消防隊を組織し非常災害に備えるため、定期的に避難、通報、救出その他必要な訓練を行います。  
年二回施行(うち一回は夜間を想定した訓練)  
地区消防署と火災通報装置による連絡態勢を整え、職員緊急連絡網を作成し緊急時に対応します。

## 7. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

## 8. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めます。

## 9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 10. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい（電話054-334-5533）。

又は、静岡市役所介護保険課（電話054-221-1088）、国民健康保険団体連合会（電話054-253-5590）。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

## 11. 利用料金

別途資料のあかつきの園利用料表をご覧ください。

### (2) その他の料金

- ① 食費／1日           1,820円  
    朝食430円    昼食760円    夕食630円\*  
    (ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)  
    ※外出・外泊等で食事・おやつが不要の場合は、前日もしくは当日午前10時までには必ずご連絡下さい。
- ② 滞在費（療養室の利用費）／1日\*  
    ・多床室                   500円  
    (ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)  
    \*上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階までに該当する方）の利用者の自己負担額となります。
- ③ 理美容代           実費   (2,000円～5,000円程度。別途資料のあかつきの園利用料表をご覧ください。)

④ その他（利用者が選定する特別な食事・おやつの費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途資料のあかつきの園利用料表をご覧ください。

(3) 支払い方法

- ・毎月10日前後までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

12. その他

当施設についての詳細は、利用案内を用意しておりますので、ご請求下さい。